2026 年 11 月 13 日

中間選挙後のデータセンター規制の行方

一段と強まる州主導の規制議論と「経済の現実」に即したルール作りへの道のり

丸紅米国会社ワシントン事務所
シニア・マネージャー（マクロ経済、通商、産業担当）坂本 正樹
sakamoto-masaki@marubeni.com

- 中間選挙では反データセンターの世論が改めて示され、テキサス、オハイオ、ジョージアなどデータセンターの集積州では、モラトリアムなど厳しい規制を公約に掲げた民主党候補が知事職を獲得した。
- 連邦レベルでは、トランプ政権の「電力利用者保護誓約」、連邦議会の Ratepayer Protection Act、FERC の理由開示命令のいずれも実効的なルールに至っていない。規制論議の中心は、すでにモラトリアムなどが先行している州・郡に移りつつある。
- 各州知事の方針を州別の計画容量と照らし合わせると、米国で計画中のデータセンター容量の約 85%が、規制強化や一時停止が導入済みまたは議論中の州に立地している。うち約 44%は、モラトリアムを掲げる知事の州に集中している。
- 各知事の公約がそのまま実施されるとは限らないが、州レベルでの規制の影響を軽視することは禁物である。他方、AI が米国経済を牽引している「経済の現実」に直面する中で、規制の焦点は短期的な事業停止から、費用負担・水利用・地域関与等の現実的なルール作りへと移っていく公算が大きい。

1. 中間選挙後のデータセンター規制はどこへ向かうのか？

民主党の大躍進となった米国中間選挙は、AI・データセンターに対する世論の懸念が改めて示される機会となった。

データセンターに対する規制論は、すでに選挙前から様々な形で議論されており、実際に州・郡などのレベルでは具体的な規制の実施にも至っていた。個別事業に対する訴訟事例なども多数報告されるようになっており、反データセンターを掲げる政治団体の活動も活発化するなど、データセンター問題は、建設予定地周辺などに留まらない全米規模での政治テーマとして取り上げられるようになっていた。他方で、連邦レベルではトランプ政権がデータセンター事業の推進姿勢を維持する中で、連邦議会などでもルール作りの動きは停滞する状況にあったと言える。

では、連邦上下両院、州知事を中心に大幅な役職・議席の変動があった中間選挙を経て、こうしたデータセンター規制の動きは今後どうなっていくと考えられるのだろうか？

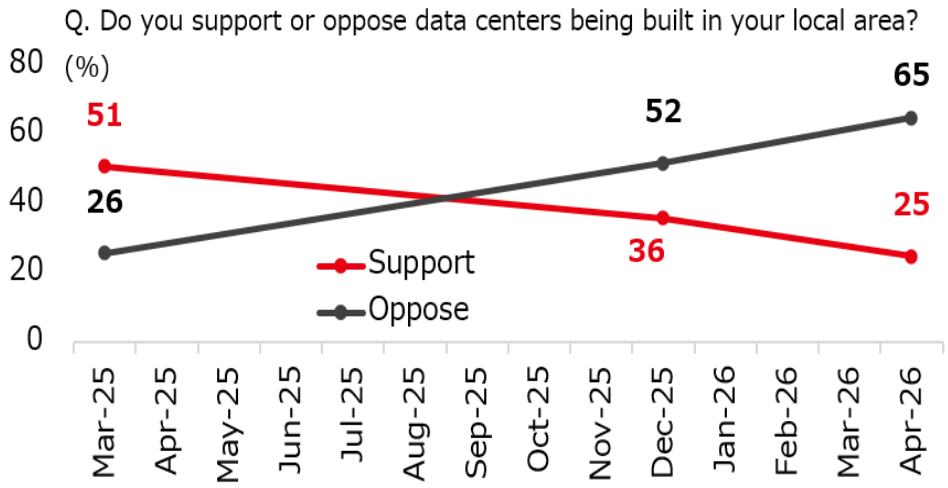
結論を先取りすれば、中間選挙の結果を受けてデータセンター規制の勢いは特に州レベルを中心に少なくとも短期的に強まると考えられる。ただし、1 月から就任する新知事の公約や表明済みの方針がそのまま規制になると考えるのは早計だろう。一般的にも選挙中の公約がその通りに実行されることは決して多くない。各州の方針は就任以降も含めて一定の軌道修正なども伴いながら収斂していく公算が大きい。他方で、各知事の公約をデータセンター事業に関する州別の計画容量と照らし合わせることで、規制リスクにさらされる可能性のある事業の規模を推し量ることは可能だろう。以下では、データセンターを巡る最近の米国内の動向を整理しつつ、中間選挙後の規制の行方について考察したい。

2. データセンターに対する世論：過去 1～2 年で急速に悪化、訴訟などの動きも拡大

自分の住居周辺にデータセンターが建設されることに反対する、いわゆる「NIMBY（Not In My Back Yard）型」の反データセンター世論は、過去 1～2 年で劇的に拡大したことが確認されている。Change Research 社の調査では、2025 年 3 月時点で地元にデータセンターが建設されること

について、51%が支持しており、反対する 26%を上回っていた。しかし、データセンター建設の加速や建設の集中したバージニア州などでの政治問題化に伴いこうした世論は大幅に変化し、26 年 4 月時点では、反対 65%、支持 25%と完全に反転した形になった。

図表 1：データセンターに関する世論調査



出所：Change Research

こうした反データセンターの動きはデータセンター事業に対する訴訟という形でも表面化している。そこでは、当初注目されていた電力料金への影響だけでなく、データセンターに電力を供給するガス火力発電所などの増加による大気汚染や、データセンターの冷却用水需要増加による水資源枯渇や水質汚染、騒音、危険物貯蔵など、多様な争点が展開されている。こうした訴訟や反データセンター活動を支える団体数は、環境団体なども加わることで米国全土で急増しており、調査機関によれば 2025 年末の 70～80 から、2026 年 8 月時点で 600 近くに増加した[1]。

[1] https://datacenteropposition.com/（2026 年 11 月 13 日アクセス、以下同）

図表２：データセンター訴訟の類型・事例

項目		内容・請求原因 ／ 主要事例
電力	内容	①**料金高騰**：州公益事業委員会が承認した特別料金・特別契約（DC向けインフラ費用の一般家庭への転嫁等）の当否。 ②**停電リスク**：大規模負荷の急激な系統遮断（load trip）が招く周波数・電圧の不安定化。
	主要事例	①●Oracle vs. WI州PSC（2026年6月、与信格付け要件を提訴）●Earthjustice (Sierra Club代理) vs. MI州PSC（DTE-Oracle Saline契約の承認取消を求め控訴審係属中）●Maryland Office of People's Counsel v. PJM（FERC Docket EL26-63、コスト配分方式の不当性を主張） ②●FERCへの申立て（新規DC接続一時停止、NERC登録義務化等）※訴訟案件は未確認。
大気	内容	無許可・簡易許可のガスタービン・ディーゼル発電機からのNOx・PM2.5等の排出（Clean Air Act違反）
	主要事例	●SELC×NAACP vs. xAI（メンフィス、2026年4月提訴。2026年7月にDOJ/EPAが被告側で訴訟介入し却下を申立て）●EIP・Sierra Club・Public Citizen vs. Vantage/VoltaGrid（サンアントニオ、2026年7月通知）●Honest Future for Lowell vs. MassDEP・Markley（MT州、2026年7月に**住民側が一時差止め獲得**）
水	内容	①**水質汚染**：冷却水の排出等による地下水・地表水の汚染（州不法行為法・環境法違反）。 ②**水資源枯渇**：乾燥地域の希少な水資源（河川・地下水）の利用権
	主要事例	①●OR州地下水硝酸塩汚染訴訟（DC子会社が2026年に2,050万ドル支払いで**和解**） ②●Imperial Valley Computer Manufacturing vs. インペリアル灌漑区（CA州、コロラド川水系から年間2.6億ガロンの取水権を求め**事業者側が提訴**、2026年6月）。
温暖化	内容	GHG排出量やその環境影響評価上の取扱いの不備（CEQA（CA州環境質法）・NEPA等の環境影響評価手続違反）。
	主要事例	●Digital Gateway訴訟（VA州、約2,100エーカーの大規模開発計画に対する複数訴訟）●MCEA vs. 自治体（MN州"Project Skyway"、環境影響評価の不備を主張）●DC・倉庫併設プロジェクトのCEQA訴訟（GHG影響評価不備、2025年12月）
騒音・生活妨害	内容	冷却システム・ディーゼル発電機・HVAC等からの騒音、振動、光害（Private/Public Nuisance、Negligence該当）。
	主要事例	●NJ州Vineland（2026年5月提訴、後に取下げ）●MI州Dowagiac（2026年5月）●MS州（2026年6月、原告1万人超。タービン数が1年で3基→57基に急増したと主張）
危険物貯蔵	内容	バックアップ用ディーゼル発電機の大量燃料備蓄・取扱い（危険物取扱許可・既存の排出許可上限の遵守状況）。
	主要事例	●Lowell訴訟（※「大気」欄掲載と同じ案件。ディーゼル貯蔵問題も訴訟対象）

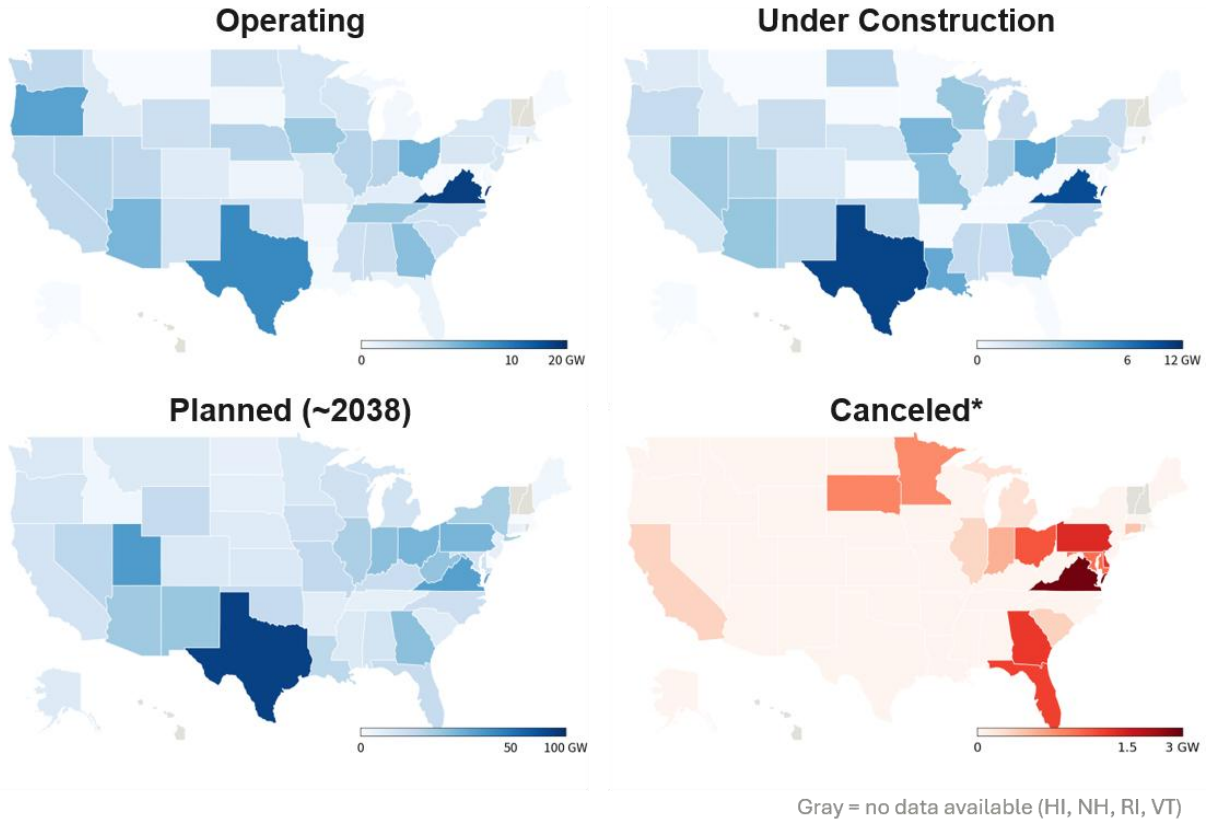
●事業継続 ／●差し止め ／●係争中・訴訟未満

出所：丸紅ワシントン事務所作成

データセンター問題は今回の中間選挙でも主要な争点の１つとして取り上げられており、そうした様相は選挙前後の調査などでも示されている。NBC による出口調査では、データセンターが連邦

議会選挙の投票で「決定的」だったと答えた人が 23%、「主要な要因」だったと答えた人が 33%で、合計 56%だった[2]。これは生活費問題（89%）、イラン戦争（74%）は下回るものの、過半数を超える投票者がデータセンター問題を重視していたことを示す。米国有権者全体に関わる前者 2 つのトピックと比べてデータセンターは集積地が少なからず偏っている点（図表 3）も踏まえると、実際に周辺でデータセンター建設問題に直面している人々の関心は上記の数字が示すもの以上の可能性もある。特に、今回民主党が知事職を奪還したテキサス、オハイオ、ジョージア、ネバダ、アイオワといった州の多くはデータセンターの集積地であり、当選した候補の多くもデータセンターに対してモラトリアムをはじめとした厳しい規制方針を公約に掲げていた。そうした反データセンターの公約を掲げて勝利した候補者たちは、データセンター規制に関して世論の支持を得たとともに、公約実施に向けた一定の責任を持って知事に就任することになる。

図表３：州別のデータセンター容量（2026 年 11 月時点）



注：Canceled は公式発表の有無を問わず、申請取り下げや土地解約など実質的な開発撤回が確認されたものをデータ元が独自調査に基づいて選定。
出所：Cleanview の州別計画容量データ（2026 年 11 月時点）より丸紅ワシントン事務所作成

反データセンターの世論が醸成された背景には様々な要因が絡んでいる。最も大きな理由はデータセンターの大規模な電力消費が周辺地域の電力料金高騰につながることへの懸念であり、これは生活費高騰というより大きな社会不満と結びつくことで世論の強い反発を生んだ。格差拡大が問題視される中でデータセンターを推進するハイパースケーラーなどの大企業に対する怒りや AI への漠然とした不安も反データセンターの世論醸成に少なからず寄与したと考えられる。この他にもデー

[2] https://www.nbcnews.com/politics/2026-elections/exit-polls

タセンターは製造工場と違って建設作業以外で大規模な雇用を必要としない点など、税収を除けば地元にもたらすメリットが地域住民に見えづらいことも足枷となった。こうした不満の種は中間選挙に向けた選挙戦において、野党である民主党候補が支持を集める上での格好の材料になった。選挙戦の中でこうした世論が過度に「政治化」され加速した点も否めないが、根本にある反データセンターの世論自体はボトムアップで醸成された面も大きく、中間選挙後にこうした世論が一気に下火になるという気配は現状見られない。

3. 連邦の取り組み：ホワイトハウス・連邦議会・FERC はいずれも実効的なガイドラインを欠く

データセンター建設を巡る地元の懸念は中間選挙以前からすでに政治問題化しており、2025 年 7 月の「AI 行動計画」及び関連大統領令で AI・データセンター事業を後押ししたトランプ政権も、手放しで事業推進を認めるわけにはいかない状況となっていた。トランプ大統領は今年 2 月の一般教書演説においてテック大手に対し自社の電力需要を自ら賄う義務があると伝えたと述べた。この方針に基づき、 3 月には Amazon、Google、Meta、Microsoft、OpenAI、Oracle、xAI の 7 社がデータセンターに必要な電源確保や送配電の増強、地元雇用への貢献などに関する「電力利用者保護誓約（Pledge）」に署名した[3]。この Pledge の署名はさらに拡大し、 7 月にトランプ大統領はこの誓約に 200 以上の企業・団体が署名したことをアピールした[4]。

ただし、この「誓約」措置には問題も指摘されていた。特に問題視されたのは、企業側が誓約に基づき料金支払いを約束しているものの義務や罰則規定などによる拘束力がない点であった。また、データセンターを巡る住民の反対理由が電力負担のみならず、水使用や大気汚染、騒音、危険物貯蔵などに広がる中で、トランプ政権の示した「誓約」が、こうした問題を十分にカバーしていない点も修正の余地があると見られていた。

一方、連邦議会でもデータセンター規制が政治問題化する中で、上述の政権による Pledge を一部法律化した Ratepayer Protection Act（H.R.9340）が超党派で提起された[5]。同法案は、100MW 超のデータセンターに発電・送電増強の追加費用を全額負担させる基準について、州の規制当局に「検討」を義務付ける内容となっていた。同法案は、下院において 9 月 16 日に 417 対 3 の圧倒的多数で通過したが、上院では民主党議員を中心に企業側の負担が任意となっており拘束力が不十分である点などが問題視され、9 月 30 日の手続き投票において 57 対 43 で否決された。このため、連邦議会でも中間選挙前にデータセンターに関するルール作りを打ち出すことはできずに終わったのである。

議会での法整備が停滞する一方、全米レベルでのデータセンターの電力コストに関するルール整備は、州際送電・卸電力市場についての監督・規制する独立行政機関の米国連邦エネルギー規制委員会（FERC）でも進められていた。2025 年 10 月、エネルギー省のライト長官はエネルギー省組織法 403 条を使い、データセンターなどの大規模負荷の系統接続ルールを整備するよう FERC に指示する規則案事前通知（ANOPR）を発出した[6]。ANOPR の対応期限は 2026 年 4 月末とされていた

---

[3] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/03/ratepayer-protection-pledge-proclamation/

[4] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/accelerating-federal-permitting-of-data-center-infrastructure/

[5] https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/9340/text

[6] ANOPR は連邦政府機関が新しい規則を制定・改正する際、正式な規則案（NOPR）を作成する前の準備段階で公

が、FERC は全国一律の規則をつくらず、地域ごとに対応を判断させる方針を選択した。6 月 18 日には米国の送電網の運用・管理や卸電力市場の運営を管轄する 6 つの独立系統運用機関・地域送電機関（RTO/ISO）に連邦電力法 206 条の「理由開示命令」を出し、50MW 以上の負荷の接続手続き、費用負担、柔軟な送電サービスなどについて、既存の電気料金体系（タリフ）の正当化または改正を求めた。その後、回答期限は当初の 8 月 17 日から延長され、現状は 11 月 16 日[7]となっている。FERC は回答期限の再延長には否定的な姿勢を示しているものの、提出された回答案の検討なども時間を要するとみられ、実際のタリフが固まるのは 2027 年にずれ込む見通しとなっている。

以上のように、データセンター規制に関する連邦レベルの取り組みは主にホワイトハウス、連邦議会、FERC の 3 つの主体により進められていたが、いずれも中間選挙までに十分なガイドラインを示すには至らなかったと整理できる。こうした問題の積み残しは、上記 3 つの主体において引き続き取り組まれると見込まれるものの、データセンター規制に関する当面の主たる注目点は次節の地方政治レベルに移りつつあると言える。

4. 州・郡等の取り組み：モラトリアム等が連邦レベルに先行して拡大

上述のように連邦レベルでのデータセンター規制の取り組みが足踏みする中、中間選挙前から州・郡レベルで規制の動きが既にみられていた。特に州レベルでは 7 月にニューヨーク州でデータセンター事業に関する期限付きの一時停止措置（モラトリアム）が導入されたのを皮切りに、テキサス（8 月実施）、オレゴン（9 月から段階的に実施）がモラトリアムに踏み切ったほか、ペンシルベニア州やメリーランド州などでも事業者に厳しい条件を課した「事実上のモラトリアム」が実施された。その他の州でも審査強化や費用負担の義務化といった事業条件の強化や、従来推進されていたデータセンター向け税優遇措置の停止など、データセンター事業への向かい風となる政策が広がっている。郡・市レベルでも 11 月時点で全 46 州において 400 件以上のモラトリアムが実施または提案中であるとされている[8]。

データセンターに対する各種政策は州・郡などにより様々であり、規制の厳しさも異なる。最も厳しい措置はデータセンターの建設自体を禁止するものだが、テキサス州のアボット知事が実施したグリッド接続に制限を課す措置も事実上のモラトリアムとして機能しうる。これ以外には電力負担について事業者に一定の義務を課したり、審査強化や関連した情報開示を義務付ける措置もある。それまでデータセンターを推進していた州でも、データセンターに関する税制優遇などのインセンティブを縮小・撤回する動きなども見られる。

表する通知文書。規制の方向性が固まる前の初期段階で、利害関係者や一般市民から広く意見やデータ、代替案を募るために発出される。https://www.ferc.gov/rm26-4

[7] 6 つの RTO/ISO のうち SPP のみ 20 日が期限。

[8] データセンター規制に関する情報サイトとしては以下を参照：（総合）https://www.datacenterbans.com/（州議会）https://www.ncsl.org/fiscal/which-states-are-banning-data-centers（州未満のレベルでのモラトリアム）https://www.interconnectedcapital.com/research/data-center-moratoriums

図表 4：州・郡のデータセンター規制

項目		概要 ／ 主要事例
建設制限	概要	ゾーニングの改定により特定・全用途地域でのデータセンター建設を禁止する、または一定期間新規許可の発行自体を停止する。最も直接的で強い規制。
	主要事例	●TX州サンマルコス市（全用途地域で全面禁止、2026年6月）／●NY州知事命令EO62（50MW以上施設の州環境許可を1年停止、2026年7月）／●全米で数百件規模の郡・市レベルの時限的モラトリアム（Moratorium Nationトラッカーによれば2026年7月時点で533件、42州で展開）
グリッド接続制限	概要	ゾーニングではなく、送電網への新規接続申請の審査・分類そのものを一時停止・監査する、またはRTO/ISOの接続タリフ自体を見直す。既存施設には影響しないが新規案件を事実上凍結。オフグリッド化などを促す可能性も。
	主要事例	●TX州（2026年8月3日、ERCOT/PUCTが“Batch Zero”審査を凍結、知事命令による監査）／●FERC Docket RM26-4-000および6つのRTO/ISOへのSection 206 show-cause命令（2026年6月18日、大規模負荷・併設発電の接続タリフ見直しを要求）
BTM・コスト負担義務化	概要	新規大規模需要家に自前の発電設備確保を接続条件とする（BTM）か、専用料金クラスの新設・契約電力への最低支払保証・kWh課税等により系統増強コストをデータセンター側に転嫁。①②と異なり「繋がせない」規制ではなく「条件付きで許可・負担させる」規制。
	主要事例	●PA・NJ・MD・VA州知事提案／●ホワイトハウス"Ratepayer Protection Pledge"（2026年3月）／●NJ州Data Center Fair Share Act（2026年7月、契約電力コストの85%以上を10年間保証）／●VA州のkWh課税（新設、上限6億ドル/年）
審査強化・情報開示義務	概要	環境・生活影響（大気質・騒音・水質・危険物貯蔵）に関する許可審査を厳格化する、または電力・水使用量等の定期報告を義務付ける。規制当局による個別許可の可否判断から、継続的なモニタリングの前提となる情報収集まで幅を持つ。
	主要事例	●サンアントニオ（Vantage/VoltaGrid案件、minor source許可への異議通知、2026年7月）／●メンフィス（xAI案件、Clean Air Act市民訴訟）／●SD州SB135・HB1038（Data Center Bill of Rights、情報開示義務）／●TX州PUCTの任意調査（未回答が多く2026年8月の監査の引き金に）
インセンティブ撤回	概要	売上税・固定資産税等の税制優遇措置を一時停止・縮小・撤回。新たな負担を課すのではなく、既存の恩恵を外すに留まる。
	主要事例	●IL州（Pritzker知事提案）／●AZ州（2026年6月13日停止）

出所：丸紅ワシントン事務所作成

以上のように、連邦レベルでのデータセンター規制とは対照的に、州・郡等では既に活発なデータセンター規制の動きが進んでいる。調査サイトによれば、11 月時点で州内の郡・市の方針などを総合してデータセンターに関して「前向き」と評価できる州は 50 州のうちわずか 4 州（ウェストバージニア、アラバマ、サウスダコタ、ユタ）に留まるとされている[9]。

[9] 以下を参照。これら 4 州のうちウェストバージニアとユタは今回改選がなく、アラバマとサウスダコタについては

図表５：最近のデータセンター規制動向（連邦・州）

連邦	2025/7/23	**AI行動計画・EO14318** 許認可を迅速化し建設を後押し
連邦	10/23	**DOEがFERCにANOPR指示** 大規模負荷の接続ルール整備を要求 ANOPR: Advance Notice of Proposed Rulemaking
連邦	2026/1	**NEDCがPJM市場に介入** 電源開発を主導し供給不足に対応 NEDC: National Energy Dominance Council, PJM: Pennsylvania-New Jersey-Maryland
連邦	3/4	**Ratepayer Protection Pledgeに7社署名** 自社コスト負担を約束
連邦	6/18	**FERC show-cause命令** 6RTO/ISOにタリフの正当性説明を要求 RTO/ISO: Regional Transmission Organization / Independent System Operator
州	7/14	**NY州モラトリアム（EO62）** 50MW以上施設の環境許可を1年停止
連邦	7/21	**下院委がRatepayer Protection Act可決** 超党派52対0
連邦	7/23	**Pledge拡大** 23州知事・200超の電力会社等が参加
州	8/3	**TX州 系統接続凍結** ERCOT審査を包括監査、新規案件を凍結 ERCOT: Electric Reliability Council of Texas
連邦	8/17	**FERC回答期限を延期** 全6RTO/ISOが90日延期、新期限は11/16
州	8/18	**PA州 開発制限令** 25MW超にGRID要件、迅速審査から除外
州	9/8	**MA州 知事令658号** 州の許可の前提に地元承認を要求
州	9/8	**OR州 州有地の取引停止** 州有地でのDC案件を27年7月まで停止
連邦	9/16	**Ratepayer Protection Act下院通過** 417対3の大差で可決
州	9/21	**CA州 DC関連7法成立** 費用負担、CEQA除外撤廃、水使用開示 CEQA: California Environmental Quality Act
州	9/21	**TX州 TCEQ許可も停止** ERCOT監査完了まで全DC許可を停止 TCEQ: Texas Commission on Environmental Quality
州	9/23	**MD州 知事令** 25MW以上を州タスクフォースが審査
連邦	9/30	**同法案が上院で頓挫** 57対43、民主党「任意で不十分」
連邦	10/9	**FERCがPJM案を一部却下** 大規模負荷の定義は承認、IRASは却下 IRAS: Interim Resource Adequacy Service（容量不足時に新規負荷を優先抑制）
州	10/9	**OR州 DEQ許可停止** 新設DCの大気・水許可を27年7月まで DEQ: Department of Environmental Quality
州	11/3	**中間選挙** DC規制派が躍進、TX・OH・GAで民主党知事
連邦	11/16（予定）	**RTO/ISOがFERCに回答** 大規模負荷のタリフ案を提出 SPP（Southwest Power Pool）のみ11/20が期限。

連邦　州

出所：丸紅ワシントン事務所作成

共和党候補が勝利している。なおこの分類は州政府の政策だけでなく郡・市等での規制動向も考慮して総合的に判断したものとなっている。https://www.datacenterbans.com/

反データセンターの動きがより小さい行政単位で活発になっている背景には、連邦・州などと比べて合意形成を迅速に行いやすい点がある。より重要な点としては、データセンター問題が主として周辺住民に限定した影響を及ぼす性質を持っており、その結果、自分の周辺地域では作ってほしくないという NIMBY 問題を引き起こしやすいことがあるだろう。米国では伝統的に住宅地域の自治管理や不動産価値の保全を目的とするホームオーナーズアソシエーション（HOA）の活動が活発であり、こうした団体が周辺地域におけるデータセンター建設への反対運動の母体になっているケースも多いとされる。地方行政においてデータセンター規制の動きが先行した背景には、連邦政府の動きの遅さもあるが、データセンター問題の性質自体が小さな政治単位での対応に結びつきやすいものである点は、この問題の今後の見通しを考える上でも重要な点になる。

5. 中間選挙後の見通し：州レベルでの規制議論が加速

中間選挙の最終結果が決まるまでにはまだ時間を要するが、11 月 12 日時点（ロイター）で連邦議会の上院は 100 議席のうち民主党 55 議席、共和党 44 議席、未確定がアラスカの 1 議席となっている。下院についても 435 議席のうち民主党 254 議席、共和党 168 議席、未確定が 13 議席と、いずれも民主党が過半数を超える議席を獲得した形だ。ただし、既に述べたような政権及び連邦議会におけるデータセンター規制に関する議論の状況を考えると、中間選挙による議席変更を経てもそうした状況に大きな変化が出るとは考えづらい。

データセンター規制の観点から見た場合、より注目すべきなのは州知事選挙の結果と言えるかもしれない。州知事選挙においても、今回の選挙によって民主党 28 州、共和党 20 州、未確定が 2 州（カンザス、アラスカ）と、民主党が過半数の州で知事を獲得した。人口統計を参照すると民主党州知事の州が約 3/4（2.5 億人、アラスカ・カンザスを除く）を占めるなど、米国民の生活への影響も大きなものになる[10]。特にテキサスを筆頭にジョージア、ネバダ、アイオワのように伝統的に共和党色が強かったり、共和党が長く知事を務めていた州で民主党知事が誕生したことは、それらの州における地方政治にも大きな影響を生むと考えられる。

以下では、各州の知事及び次期知事の公開発言、政策提言、行政措置、州法をもとに、計画中のデータセンター案件が州レベルのモラトリアムや各種規制リスクにどの程度さらされうるのかを推定した[11]。データセンターに関する州知事の方針に基づき、全州を大きく以下の 3 つに分類した。

第一に、モラトリアムを実施または計画する知事の州である。計画容量の大きい順では、テキサス（86.06GW）、オハイオ（18.53GW）、ジョージア（14.66GW）など 11 州が、大規模データセンターの新規開発の一時停止を実施済み、または提唱している。これらの州の計画容量は合計 147.5GW で全体（332.3GW）の約 44%を占める。

第二に、条件付き規制を実施または計画する知事の州である。ユタ（30.05GW）、バージニア（28.01GW）、ペンシルベニア（18.31GW）など 25 州は、データセンター投資を引き続き支持しつつ、追加の安全策を求めている。具体的には、送配電網コストの負担、水資源の利用、環境基準、情報開示、税制優遇の見直し、地域社会の関与に関する要件である。これらの州の計画容量は合計 134.7GW で全体の約 41%にあたる。

---

[10] https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/popest/2020s-state-total.html

[11] 州別のデータセンター計画容量は以下サイトを参照した（2038 年までに計画されている事業が対象）。https://cleanview.co/　なお、他の集計サイトなどでも時期・定義などの違いから若干の違いはあるものの概ね同様の特徴が確認できた。https://dcmap.us/

第三に、知事が開発推進の立場をとる州である。インディアナ（14.64GW）、ウェストバージニア（13.08GW）、ワイオミング（4.47GW）など 13 州は、地域レベルの意思決定と電力料金負担者の保護を重視しつつも、データセンターの拡大を概ね支持している。これらの州の計画容量は合計 50.0GW で全体の約 15%である。

以上を合計すると、現在計画されている米国データセンター容量の約 85%が、何らかの規制強化、許認可条件、一時的制限が導入済み、または活発に議論されている州に立地していることになる。

図表 6：州知事別のデータセンター規制方針（民主／共和は知事の所属政党）

知事	民主	共和	計	DC計画容量
1. 新任（フリップ）	6	0	6	129.3
2. 新任（同党継承）	9	6	15	40.9
3. 続投（再選）	9	6	15	54.0
4. 今回改選なし	6	8	14	108.0
合計	30	20	50	332.3
DC政策方針	民主	共和	計	DC計画容量
一時停止（モラトリアム）	10	1	11	147.5
条件付き規制	19	6	25	134.7
推進（条件付き・地元判断）	0	13	13	50.0
表明なし	1	0	1	0.0
合計	30	20	50	332.3
州議会	民主	共和	計	DC計画容量
両院民主	21	2	23	98.7
ねじれ	2	0	2	89.4
両院共和	4	17	21	116.4
共和（一院制・無党派）	0	1	1	1.0
未確定	3	0	3	26.9
合計	30	20	50	332.3

注：未確定の選挙については現状優勢な政党に配分。
出所：Cleanview の州別計画容量データ（2026 年 11 月時点）より丸紅ワシントン事務所作成

ただし、上記はあくまで現職または当選した州知事の表明した方針に基づく分類であり、第一及び第二のグループに分類された州全てでデータセンター建設に規制がかかるとは限らない。たしかに、ニューヨーク州やテキサス州などの先行事例が示すように、データセンターの許認可などは州知事の持つ行政権の範疇で手続きを停止または遅らせることも一定程度可能ではある。とはいえ、データセンター規制に限らず選挙中に発表された政策方針が就任後に修正または撤回されることはしばしば起こることである。

特に州知事の所属政党と州議会の多数派政党が異なる州では、上記のような州知事の行政権限がある中でも、その方針を通す政治的な障害は相対的に大きなものになると考えられる。例えばテキサス州は民主党のヒノホサ氏が共和党の現職アボット知事を破って当選したが、州議会では下院を民主党が奪還したものの、上院は共和党が多数派を維持している。ヒノホサ氏は政権移行チームに共和党から人員を編成するなど、超党派の取り組み姿勢を見せているものの、データセンター規制を含む実際の政策方針では党派政治が障害となる可能性は排除できない。なお執筆時点で確認でき

る範囲では、知事と州議会両院の政党が一致しているのは民主党知事で 21 州、共和党知事で 18 州[12]の計 39 州であり、州議会がねじれ状態にある州は民主党知事の 2 州のみ、知事と州議会両院の政党が異なるのは、民主党知事で 4 州、共和党知事で 2 州の計 6 州、未確定が 3 州（ジョージア、アリゾナ、アラスカ）となる。

また、新たに就任する州知事に関しては、実際に州の政治経済を統括するに際して、当初の方針を転換することも十分に考えられる。客観的に見て、現在の米国経済は AI・データセンター投資に牽引されていることは疑いないことであり、そうした「経済の現実」は州政府の長となる新知事たちも当然直面することになるからである。実際、州政府の経済担当部署などに聴取する中では、地域の反対が強まる中でもデータセンター事業を誘致することの経済的なメリットを説く担当者が多くいた。選挙戦では野党的な立場から反データセンターを声高に主張することができても、実際にモラトリアムなどを施行するにあたっては、州政府内外の力学の中で判断が下されることになると見るべきだろう。

6. まとめ：一時的な事業停止・規制厳格化から現実的なルール形成へ

冒頭にも述べた通り、今回の分析は現時点での州知事のデータセンター規制の方針に基づくものであり、今後大きく変動しうるものである。その意味で本稿の内容については、そうしたデータセンター規制の動向を追いかける上でのスタート地点として位置づけるのが適切だろう。前節で述べたような力学の中で各州がどのような判断を最終的に下すのかは引き続き注視していく必要があり、それによって現状のシナリオも大きく変化しうる。

他方で、連邦議会などでの規制論が停滞していることや州単位での規制の動きに過ぎないという理解によって、データセンター規制が米国経済に与えるリスクが小さいと判断することも早計である。例えば、8 月にテキサスでモラトリアムが導入された際には、その翌週に発表された米国エネルギー情報局（EIA）の短期エネルギー見通し（STEO）において、テキサス州の 2027 年の発電量見通しが前年比+14%から同+6%に引き下げられた。この引き下げ分は全米の 2027 年における発電量の増加分の約 3 割に相当した[13]。全米の発電量の 10%以上を占めるテキサス州であったことも大きいが、こうした事例が示すように州や郡などの地方レベルでの規制が、全米の電力需要の方向を大きく変える可能性も十分にある。データセンター規制の中心が地方政治のレベルに移る中、連邦レベルの動きだけでなく、州政府などの動向についても注視していくことが今後も重要なことになる。

総じて、中間選挙で世論の後押しが再確認されたこともあり、データセンター投資に対する規制圧力は特に州政府を中心に一定程度強まるというのが現在のメインシナリオとなる。AI 関連企業の資金繰り状況などに厳しい目が注がれる中、こうした AI・データセンター事業に対する障害が株価調整などにつながるリスクは年明け以降も注意すべきだろう。

ただし、こうしたデータセンター投資への向かい風は、AI インフラ投資の崩壊を必ずしも意味しない。短期の案件の多くはすでに許認可を取得している。また政策当局者も、AI、クラウドインフラ、国際的な技術競争の経済的重要性を引き続き認識している。むしろ、今後の潮流の本質はデータセンター事業の停止ではなく、事業推進に向けた新たなルールの確立にあると考えられる。実

---

[12] 一院制のネブラスカ州を含む。同州は知事・議会共に共和党。ただし今回の選挙では民主党候補が多数議席を獲得し、それまでの 2/3 以上の圧倒的多数は失われた。

[13] https://www.eia.gov/outlooks/steo/archives/aug26.pdf

際、データセンター規制を唱える州知事の多くも、データセンター事業を頭から否定するのではなく、地域住民の意見を汲み取りつつ、バランスの取れたルール整備を行うまでの一時的措置としてモラトリアムなどの政策を提案している。電力インフラのコストを誰が負担するのか、水資源をどのように利用するのか、立地決定に地域社会がどのように関与するのか、といった点をめぐるルール作りが、今後のデータセンター事業における重要な焦点になる。

以上

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006
https://www.marubeni.com/jp/research/

（免責事項）
- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。